淑徳大学　附属図書館運営委員会規程

（目　的）

第１条　この規程は、附属図書館館規程第９条第２項に基づき、附属図書館運営委員会（以下、「運営委員会」という。）について必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　運営委員会は、附属図書館を適正かつ円滑に運営するために、次の事項を審議する。

一　附属図書館の運営に関する事項

二　附属図書館の業務に関する事項

三　附属図書館の活動に関する点検・評価に関する事項

四　附属図書館長の諮問に関する事項

五　その他の必要な事項

（構成、任命、任期）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

一　附属図書館長及び附属図書館副館長

二　各キャンパスの図書館長又は図書室長

三　学部の図書館運営委員又は図書室運営委員の中から学部ごとに選出された教員各１名

四　研究科の図書館運営委員の中から研究科ごとに選出された教員各１名

五　附属図書館専任事務職員１名

２　運営委員会は、必要な場合、委員以外のものを招いて、意見を聞くことができる。

３　第１項第三号及び第四号に掲げる委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び委員の任務）

第４条　運営委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

２　委員長は次の任務を行う。

一　運営委員会を招集し、その議長となり、議事を統括する。

二　審議事項について、関係部局への連絡及び調整を行う。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

４　委員は、運営委員会に出席して意見を述べ、決定した必要な任務を行う。

（委員会の開催、招集、成立）

第５条　運営委員会は定例で開催するものとし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。

２　前項の規定にかかわらず、委員の過半数以上が開催を求めた場合、委員長は速やかに運営委員会を招集しなければならない。

３　運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

４　運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事　務）

第６条　運営委員会に関する事務は、附属図書館本館事務室が、みずほ台図書館事務室、看護栄養学部図書室及び東京図書館事務室の協力のもとに行う。

附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。